

「ひょうご生産性向上マイスター事業所」募集要項

1 制度概要

介護現場において、介護テクノロジーの活用等により生産性向上に先導的に取り組む事業所を「ひょうご生産性向上マイスター事業所」（以下「マイスター事業所」という。）として認定します。

認定後は、マイスター事業所として、介護テクノロジーの導入を検討する事業所等に対する視察の受入れ及び助言等を行っていただくことで、生産性向上に向けた取組の促進を図ります。

2 対象事業所

介護保険法に基づく介護サービス事業所及び介護保険施設であること

3 マイスター事業所の要件

- (1) 事業所において介護テクノロジーを導入し、生産性向上の取組を実践するとともに、PDCA サイクルによる継続的な改善を行っていること
- (2) (1)の取組が、介護テクノロジーの導入を検討する事業所にとってモデルとなる先導的な内容であること

4 マイスター事業所の決定

提出された申請書類（7(1)）を基に、上記3の要件充足状況（※1）について現地調査等を行うとともに、要件達成に向けて、生産性向上アドバイザー（ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター（※2））による伴走支援を実施し、審査会で決定します。

（※1）要件の確認は、申請書類の調査票（様式第2号）に記載の評価基準を基に行います。

（※2）ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター

URL：<https://hyogo-kaigotech.jp/>

【留意事項】

- ・申請後に「オリエンテーション」を開催しますので、参加をお願いします。
- ・要件を満たしていない場合は、要件の充足に向けて、生産性向上アドバイザーによる訪問指導等の伴走支援を行います。なお、審査時点で要件を充足するに至らなかった場合でも、希望する事業所については、翌年度の認定に向けて引き続き伴走支援を行います。

5 認定期間

3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）※更新（3年間）あり

6 マイスター事業所の役割

- (1) 介護テクノロジーの導入を検討する事業所等に対して視察の受入れ及び事業所への訪問による助言を実施
- (2) 実践発表・報告、事例作成等を通じた普及啓発

※(1)については、研修会を開催するため、参加をお願いいたします。その後も、必要に応じて生産性向上アドバイザーが伴走支援を行います。

【認定後のメリット】

- ・「生産性向上マイスター事業所」として認定された場合、県が優良事例として広く周知・広報を行います。
- ・視察の受入れや訪問による助言を行っていただいた場合、謝金及び旅費は県が支給（回数制限あり）します。
- ・特に優れた取組をしているマイスター事業所は、次年度以降の介護テクノロジー導入に関する補助事業の優先採択を予定しています。

7 申請の手続き等

(1) 申請書類

認定申請書（様式第1号）、調査票（様式第2号）及び参考資料（調査票（様式第2号）に記載の添付資料）を提出してください。

申請書類や詳細については、下記ホームページをご覧ください。

URL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/seisansei_master.html

(2) 提出方法

申請書類は、下記の兵庫県電子申請システムにより提出してください。

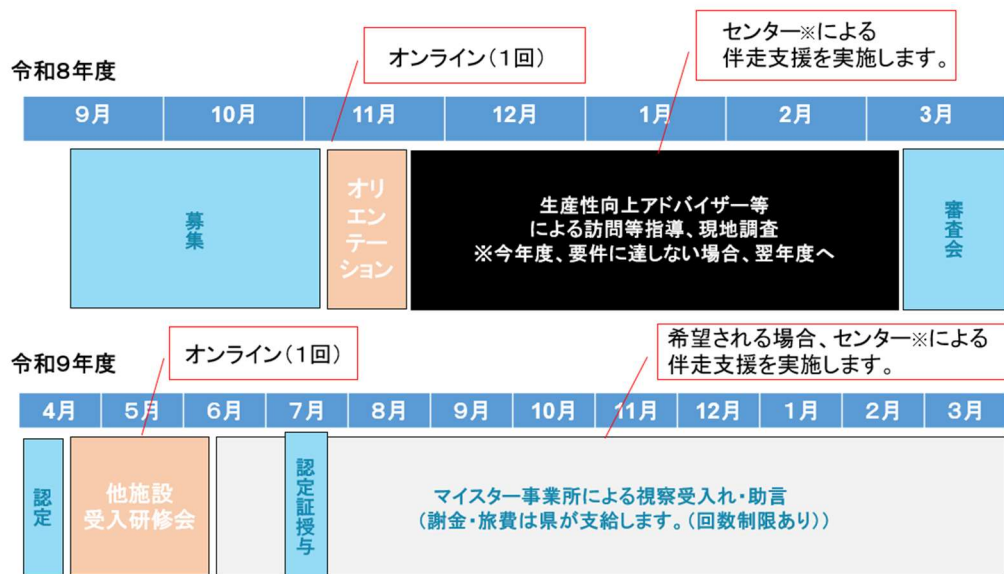
URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6260

8 募集期間

令和8年9月9日（水）～令和8年11月4日（水）

9 認定～認定後の流れ



※ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター

10 お問い合わせ先

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護基盤整備班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話：078-341-7711（内線 73505）
メールアドレス：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp